

訪問入浴サービス 坂の上 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団心が開設する訪問入浴サービス坂の上（以下「事業所」という。）が行う訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の事業（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の介助又は支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、居宅における入浴の介助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、適切なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 サービスの提供を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	訪問入浴サービス 坂の上
所在地	静岡県浜松市中区幸四丁目36番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員等

看護職員 1名以上

介護職員 2名以上

看護職員等は、サービスの提供にあたる。また、看護職員等のうち、1名をサービス提供責任者とする。

訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人を持って行うものとする。

また、必要に応じ前述の員数以上の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日、祝祭日を除く。
また、休業日であってもサービスの提供を行う場合がある。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち、利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 全身入浴
- (2) 清拭又は部分飲
- 2 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ・通常の実施地域を越えてから片道 10km未満 500円
 - ・通常の実施地域を越えてから片道 10km以上 1,000円
- 3 前2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第7条 サービスを利用するに当たって、利用者は次の事項に留意するものとする。
- 1 皮膚疾患等で医師の指定する石鹸・シャンプー等の処方を受けている利用者は、その旨申し出ることとする。
 - 2 入浴直前の食事は、戻す原因ともなるので入浴予定時間の最低一時間前までに食事を済ませることが望ましい。
 - 3 褥瘡等の入浴後処置の際に、医師の処方する薬及び消毒剤等がある場合、これを準備する。
 - 4 風邪、発熱、入院等で入浴不可能の場合は前もって事業所に連絡することとする。
 - 5 事前に、看護職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうように依頼する。
 - 6 室温を適温に調節し、気分が悪くなったときは速やかに申し出ることを伝える。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、天竜区を除く浜松市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、サービスの提供に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供により事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(人権の擁護・虐待防止に関する事項)

第13条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置及び定期的な開催、その結果について職員へ周知徹底を図る
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
 - (6) 身体拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記

録する。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事務所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、看護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後2ヶ月以内
- （2）継続研修 年6回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団心と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。